

買受申出をされる方へ

本件は、

物件番号 1

と

物件番号 2

に分けて売却しております。

入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。物件番号の記載がない場合には、その入札の申し込みが無効となるおそれがあります。

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追記はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追記はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追記はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月11日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月25日 午前 9時00分から 令和 7年 5月 7日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 5月13日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 5月27日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年 4月11日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 6 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
2	3,690,000 2,952,000		740,000	30,523	7,153



物 件 目 録

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東淀川区東中島一丁目11番地4

建物の名称 エスリード新大阪第7

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東中島一丁目11番4の208

建物の名称 208

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 19.39平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東淀川区東中島一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 456.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 166166分の2094



物 件 明 細 書

令和 7年 3月11日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

1 不動産の表示

【物件番号2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2】

賃借権

範 囲 全部

賃借人 A

期 限 定めなし

賃 料 月額43,000円

賃料前払 なし

敷 金 なし

保証金 なし

上記賃借権は最先の賃借権である。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東淀川区東中島一丁目11番地4

建物の名称 エスリード新大阪第7

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東中島一丁目11番4の208

建物の名称 208

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 19.39平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東淀川区東中島一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 456.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 166166分の2094



令和 6年(ケ)第 482号
令和 6年12月20日受理
令和 年 月 日提出
7.1.29

現況調査報告書(その2)

大阪地方裁判所

執行官 吉 野 弘 高

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東淀川区東中島一丁目11番地4

建物の名称 エスリード新大阪第7

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東中島一丁目11番4の208

建物の名称 208

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 19.39平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東淀川区東中島一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 456.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 166166分の2094



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	大阪市東淀川区東中島1丁目11-5-208 エスリード新大阪第7			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類： 構造： 床面積：</td> </tr> </table>		{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
管理費等の状況	☒ 下記のとおり 管理費 7,200円 修繕積立金 4,320円 円 円 円	令和6年12月5日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R2年9月分～R6年12月分 計599,040円 ☐ 不明		
管理費等照会先	弁護士法人マンションパートナーズ			
その他の事項	その他の事項(4枚目)のとおり			
敷地権	符号 1			
現況地目	☒ 宅地 (符号 1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号 1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)			
その他の事項	その他の事項(4枚目)のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ■居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■占有者 ☐ ())の陳述／■提示文書(契約書)の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成24年 1月21日	
最初の契約等	契約日	平成24年 1月21日	
	期間	平成24年 1月21日から ■平成25年 1月20日まで 1年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ■法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎月 金43,000円 (毎月27日限り 翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		礼金80,000円 管理費月額7,200円 水道代月額2,000円	
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	
月額賃料が占有者の認識(回答書)と若干食い違うが、賃貸管理会社から提出された契約書に基づいて上記のとおり認定した。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

(表札等の表示)

目的建物の集合郵便受け及び戸別玄関には、表示は存在しなかった。

(敷地権の目的である土地の状況)

- 1、敷地権の目的である土地の形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりである。
- 2、敷地権の目的である土地は、目的建物の存在するエスリード新大阪第7という名称のマンション及び付帯施設の敷地部分となっている。

(目的建物の状況)

- 1、目的建物の形状は、概ね間取略図の記載のとおりである。
- 2、目的建物内は、概ね経年相応の状態であった。
- 3、目的建物内には、動産類が山積みされていた。
- 4、管理組合からのその他の徴収金として、令和2年9月分から令和6年12月分までの遅延損害金190,956円が存在する。
- 5、目的建物は、エスリード新大阪第7という名称の10階建てマンションの2階部分に存在する。
- 6、目的建物の課税床面積が登記床面積より大きいのは、共用部分を区分所有者の持分に応じて按分して課税しているからである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■占有者	1、目的建物は、私が賃借して住居として使用しています。 2、契約書は当初のものだけですが、見当たりません。 3、契約関係は契約書のとおりで、賃料は当初と変わっておらず自動引き落としになっています。

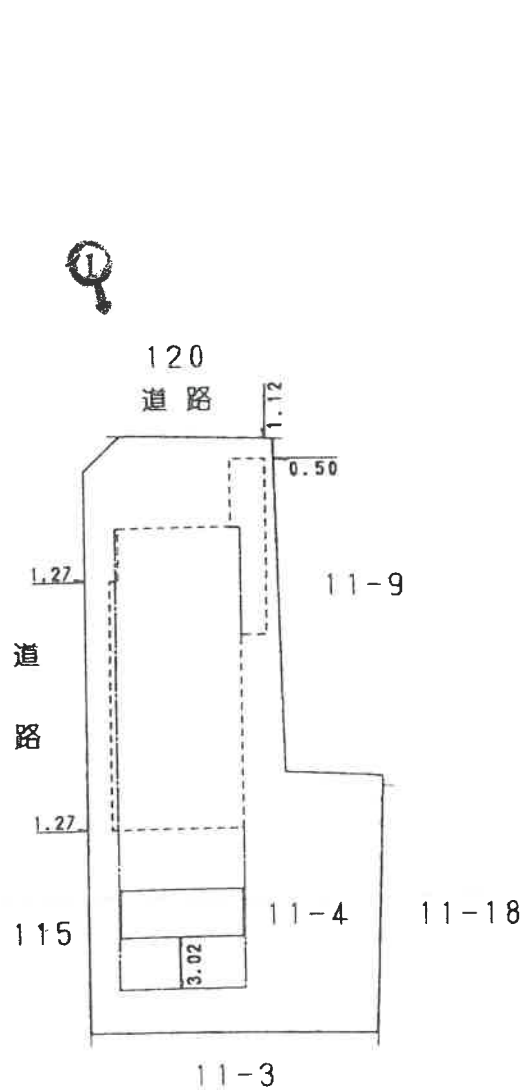
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月20日 9 : 10 - 9 : 30	梅田市税事務所	課税関係調査
6年12月20日 11 : 40 - 11 : 50	大阪法務局北出張所	公簿、公図関係調査
6年12月20日 : - :	執行官室	管理会社に照会書送付
6年12月24日 9 : 05 - 9 : 15	物件所在地	目的物件外観調査、通知書投入
6年12月25日 : - :	執行官室	所有者に照会書送付 (現時点で回答無し)
7年 1月 8日 14 : 40 - 14 : 50	物件所在地	目的物件外観調査、通知書投入
7年 1月21日 8 : 35 - 8 : 45	執行官室	占有者より電話聴取
7年 1月21日 9 : 10 - 9 : 20	物件所在地	目的物件立入調査、評価人帯同
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 1月21日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、占有者から貸与された鍵を用いて開錠のうえ建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地・建物位置関係図

(←○写真撮影位置・方向)

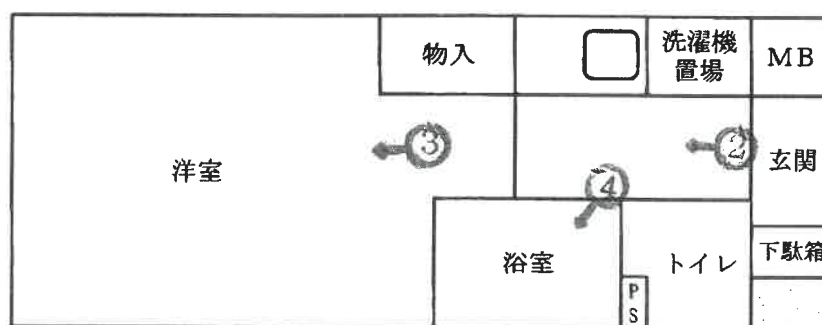


建物の番号 208

建物の存する部分 2階部分

間取略図

(←○写真撮影場所・方向)



目的建物の存在する1棟のマンション



①



②



③



④

令和6年（ケ） 第482号
令和7年1月21日外 現地調査
令和7年1月29日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書（その2）（補正後）
（敷地権（所有権）付マンション）

評価人 不動産鑑定士

森澤 修二

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件2	金 3,690,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
2	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
2	○ 公図、地積測量図及び建物図面等に基づいて現地で概測を行った結果、概測数量と登記地積は概ね一致するものと思われる。なお、正確な境界、地積を把握する為には専門家による測量等が必要である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	J R 東海道本線 新大阪駅 南方 道路距離 約360m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	中高層のマンション、店舗付マンション、一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域		
主な公法上の規制等	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	商業地域	
	建ぺい率	80%	
	容積率	400%	
	防火規制	準防火地域	
	その他の規制	駐車場整備地区（新大阪地区）	
画地条件	規模	456.00㎡（登記面積）	
	形状	不整形	
	間口・奥行	間口約10.5m(北側)・奥行約15～34m	
	高低差等	接面道路とは概ね等高接面	
接面道路の状況	北側	幅員約16m舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	西側	幅員約4m舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）	
	接道状況	角地	
土地の利用状況等	現況	10階建の共同住宅の敷地	
	東側	店舗付共同住宅	
	西側	市道	
	南側	共同住宅	
	北側	市道	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人、会社等の所有者名、宅地の地目が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は共同住宅、駐車場、一般住宅等の表示が確認された。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	○特になし		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	エスリード新大阪第7	
建物の用途	共同住宅 総戸数 80戸（居宅 80戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 （登記記載） 平成10年1月12日新築 経過年数 約27年 経済的残存耐用年数 約23年	
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根10階建	
仕 様	屋 根	陸屋根
	外 壁	吹付タイル、タイル貼等
	その他	—
設 備 等	エレベーター、駐車場10台（月額23,000～25,000円 調査時点（令和6年12月25日）空きなし）、オートロック、宅配ボックス、管理人室 等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合： エスリード新大阪第7管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： エスリード建物管理株式会社 管理形態： 日勤（月～金 8：00～11：30）	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	○修繕積立金：59,927,198円（令和6年11月30日現在） ○建築確認（有）、検査済証（有） ○管理会社によると現在のところ直近にて大規模改修計画は予定されていないとのことであった。 ○管理会社によると2025年内に玄関扉一斉取替工事を計画しているとのことである。但し、決定ではないとのことである。 ○目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	2階 (208号室) 開口部の方位：西向き	
床 面 積	19.39㎡	
間 取 り	1 K	
仕 様	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング等 (マンションカタログによる)
	内 壁	ビニールクロス等
	設 備	浴室, トイレ, キッチン 等
	その他	—
保 守 管 理 の 状 態	やや劣る	
管 理 費 等	管理費	7,200 円(月額)
	修繕積立金	4,320 円(月額)
	滞 納 額	あり (令和6年12月5日現在) 599,040 円 (令和2年9月分～令和6年12月分) その他の徴収金として、遅延損害金190,956円 (令和2年9月分～令和6年12月分) がある。
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	○動産類が山積みの状態で散乱しており、床の状態は確認できなかった。 ○経年相応の汚れ、損耗等が見受けられた。 ○設備機器等の稼動の状況は未確認である。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
370,000	19.39	0.29	2,081,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約27年

経済的残存耐用年数 約23年

観察減価 40%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 23\text{年} / (\text{経過年数} 27\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 23\text{年}) \} \times (1 - 0.4) \\ &= 0.29\end{aligned}$$

※観察減価は維持管理状態、中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ(ア×イ×ウ×エ×オ)
440,000	1.00	456.00	1.00	$\frac{2,094}{166,166}$	2,528,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 大阪東淀川5-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $692,000\text{円}/\text{㎡} \times 107.7/100 \times 100/113 \times 100/150 = 440,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.07	1.00	1.00	1.06	1.13
	角地+7		台形±0	容積率+6	

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	0.92	1.02	1.60	1.00	1.50
	幅員等-8	駅距離+2	繁華性等+60		

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.05	1.00	0.95	1.00	1.00
	角地+5		不整形-5		

ウ 地積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格（敷地権付建物の積算価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ((ア+イ)×ウ)
2,081,000	2,528,000	0.96	4,425,000

ウ 個別格差：	階層	位置	品等程度	その他	総合（相乗積）
	0.98	0.98	1.00	1.00	0.96
	2階/10階建	西向き-2			

Ⅱ 基準価格の試算

基準階の基準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	基準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
318,000	0.96	19.39	5,919,000

ア 基準階の基準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの基準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	A	B
所 在	大阪市東淀川区東中島1丁目	大阪市東淀川区東中島4丁目
構 造	RC造	SRC造
階	7F/10F	8F/8F
面 積	約21㎡	約28㎡
建築時期	平成10年1月	昭和55年8月
取引時点	令和5年7月	令和5年9月
取引形態	一般	一般
事例価格	382,000円/㎡	300,000円/㎡
その他	1K	1K

(基準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
A	382,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{115}$	339,000
B	300,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{109}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{95}$	296,000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮						基準階の基準価格 (円/㎡) 318,000	

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は最先順位の抵当権に優先する賃借権が付着した建物であるので、現行の賃貸条件を所与として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格	複利 現価率 割引率 7.0%	正味復帰 価値現価	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
1,345 千円 (26.4%)	442 千円	8.0%	5,525 千円	276 千円	5,249 千円	0.71299	3,742 千円 (73.6%)	5,087 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	516	516	516	516	516	516
	共益費収入	139	139	139	139	139	139
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	655	655	655	655	655	655
	空室損失	△ 33	△ 33	△ 33	△ 33	△ 33	△ 33
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	622	622	622	622	622	622
イ 支出	維持管理費	86	86	86	86	86	86
	修繕費	52	52	52	52	52	52
	公租公課	38	38	38	38	38	38
	損害保険料	4	4	4	4	4	4
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	180	180	180	180	180	180
	資本的支出	500	0	0	0	0	
	総費用合計	680	180	180	180	180	180
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)		27%	27%	27%	27%	27%	27%
エ 有効純収益		△ 58	442	442	442	442	442
オ 複利現価率 (割引率7.0%)		0.93458	0.87344	0.81630	0.76290	0.71299	
カ 有効純収益の現価		△ 54	386	361	337	315	

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	4,425,000	0.95	4,204,000
② 比 準 価 格	5,919,000	0.95	5,623,000
③ 収 益 価 格			5,087,000
④ 調整後の価格	5,428,000		

イ 占有減価：

本件の場合、最先順位の抵当権に優先する賃借権が付着するため、当該権利に基づく占有減価修正率を0.95と判定した。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格(円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
5,428,000	1.00	0.80	0.85	0	3,690,000

イ 市場性修正： 本件の場合不要

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価(敷金等)：本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪東淀川5-2

所 在	:	大阪市東淀川区東中島1丁目18番9外「東中島1-18-22」
価 格	:	692,000円/㎡
位 置	:	J R 東海道本線 新大阪駅 南東方 170m
価格時点	:	令和6年1月1日
地 積	:	1,100㎡
供給処理施設	:	水道, ガス, 下水
接面街路	:	北 8.0m 市道
その他の接面街路	:	南東側道
用途指定等	:	商業地域 (建ぺい率80%, 容積率600%) 防火地域
地域の概要	:	高層の事務所、ホテル等が建ち並ぶ商業地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件2 (家屋)	:	1,976,000円
土地の符号 1	:	97,252,000円 (持分: 2,094/166,166)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東淀川区東中島一丁目11番地4

建物の名称 エスリード新大阪第7

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東中島一丁目11番4の208

建物の名称 208

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 19.39平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東淀川区東中島一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 456.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 166166分の2094

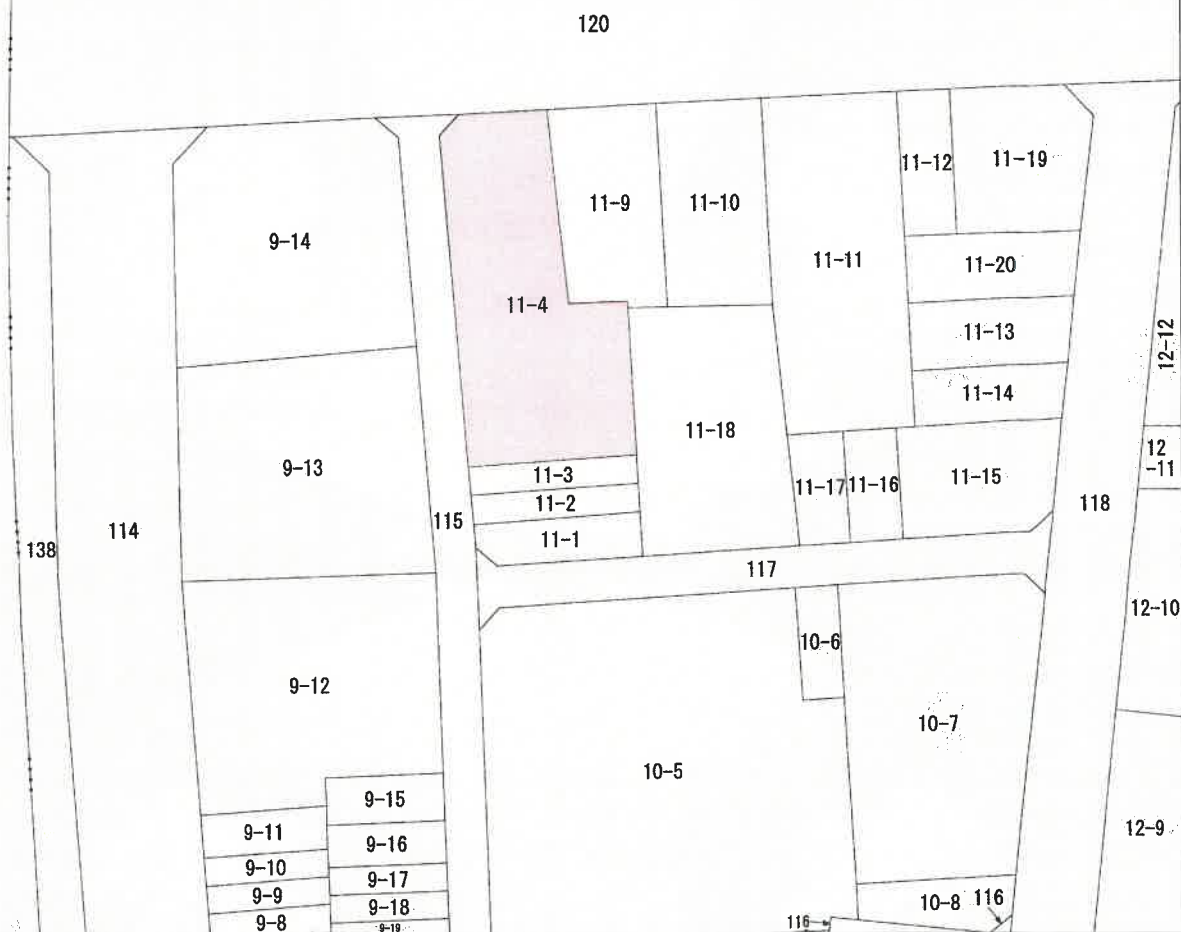
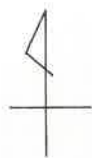


受命物件の位置図

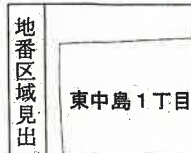


イ 9-7
ロ 10-9

N



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 大阪市東淀川区東中島一丁目					地 番 11番4			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 又 是 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面	種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月10日
大阪法務局北出張所
登記官

請求番号：35-4
(1/1)

登記年月日：平成1年8月11日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年10月10日 大阪法務局北出事務所 登記官

310712

前 11-6 後 11-6、11-21 新 11-4 地積測量図 1.8.11

地番 11-6、11-21

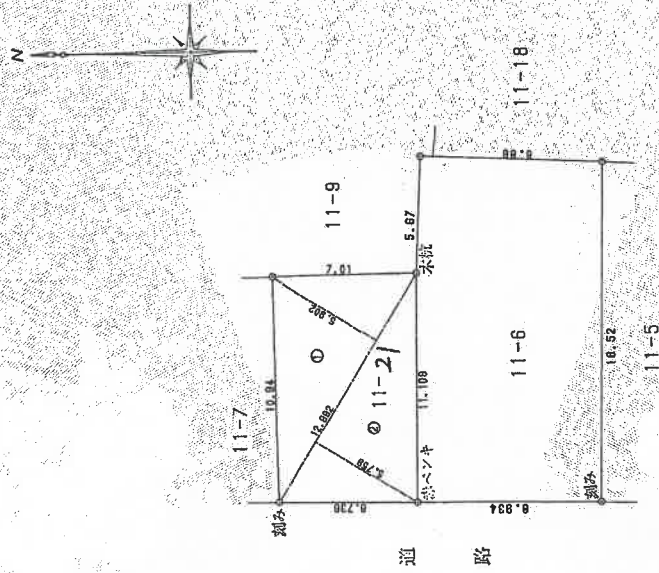
土地の所在 大阪市東淀川区東中島ノ丁目

H.8.9.27. 11-6、11-21は 11-4へ合併

三斜求積表

地番	11-6	底辺	高さ	積
符号	1	12.992	5.902	76.678784
	2	12.992	5.759	74.820928
			合計	151.499712
			面積	75.748856
			地積	75.74 m ²

地番	11-6	公簿	225.09
		合計	75.748856
		面積	149.340144
		地積	149.34 m ²



作製者

平成元年 7月 / 5日 (特記)

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成10年1月21日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年10月10日 大阪府葛城郡北山町

登記官

建物図面 各階平面図 10.1.21

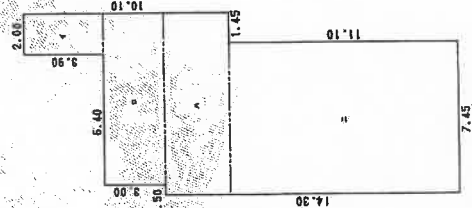
家屋番号

建物の所在

大阪市東淀川区東中島1丁目11番地4

一棟の建物の番号 エスリード新大阪第7

一棟の建物 1階平面図



求積表

イ	2.00 X 3.90 =	7.8000
ロ	8.40 X 3.00 =	25.2000
ハ	8.90 X 3.20 =	28.4800
ニ	7.45 X 11.10 =	82.6950
合計		144.1750
床面積		144.17㎡

作成者

1月10日作成

縮尺 1/250



申請人

縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

登記年月日：平成10年1月21日

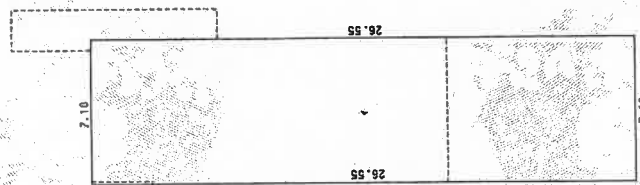
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月10日 大阪送務局北出番所

登記官

365017 各階平面図

一棟の建物の番号 エスリロード新大阪第7

一棟の建物 2階～9階（各階同型）平面図



求積表

1	7.10 X 26.55 =	188.5050
	床面積	188.50㎡

作製者

縮尺 1/250
1月10日（日作製）



申請人

縮尺 1/250

（大阪土地家屋調査士会）



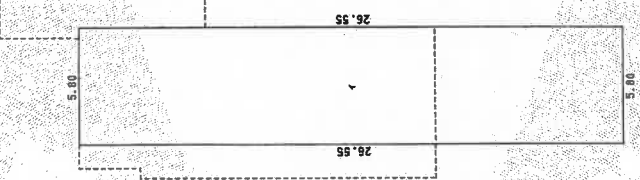
家屋番号

建物の所在

大阪市東淀川区東中島1丁目11番地4

建物図面 各階平面図 10.1.21

一棟の建物 10階平面図



求積表

1	5.00 X 26.55 =	132.7500
	床面積	132.75㎡

登記年月日：平成10年1月21日

365007

各階平面図

建物図面

各階平面図

10.1.21

東中島1丁目
11番地の208

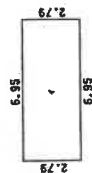
家屋番号

大阪府東淀川区東中島1丁目11番地4

建物の所在

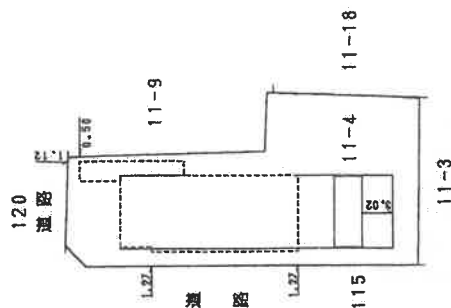
専有部分の建物

一棟の建物の番号 エスリード新大阪第7



求積表

イ	6.95 X	2.79 =	19.3905
	床面積		19.39㎡



建物の番号 208

建物の存する部分 2階部分

作製者

0 日作製

縮尺 1/250



申請人

縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月10日 大阪法務局北出張所

登記官

請求番号：35-6

(3/3)

間取略図

令和6年（ケ）第482号(物件2)

